

五島列島おもてなし協議会
「旅行情報誌を活用した滞在型観光プロモーション業務」
プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

五島列島の行政と観光協会で構成される「五島列島おもてなし協議会」では、五島市、新上五島町及び小値賀町の観光分野での連携を図り、個人観光客をメインターゲットとした着地型旅行商品や体験プログラム等の開発を進めているところである。

本業務では、旅行情報誌を活用して、本地域の着地型旅行商品や体験プログラム、交通アクセス等を情報発信し、都市圏等からの更なる誘客促進と本地域において「もう1泊したい」と個人観光客に思わせるような滞在時間の延長を図ることを目的とする。

2. 業務名称

旅行情報誌を活用した滞在型観光プロモーション業務

3. 契約期間

契約締結の日から平成30年3月30日までとする。

4. 業務内容

(1) 旅行情報誌による情報発信

※五島列島キリシタン物語（久賀島・奈留島編、上五島編）、五島列島キリシタンクルーズ、小値賀町野崎島におけるキリシタン関係散策プログラム（H30.4開始予定）、鬼岳星空ナイトツアー、新上五島町及び小値賀町における星空ナイトツアー（H30.4開始予定）、レンタサイクル（五島市、新上五島町、小値賀町）、交通アクセス（本土から島、島から島）の情報は必ず盛り込むこと

(2) (1) と連動したSNS上での情報発信

(3) (1) 及び(2) に掲げる業務に関する取材、打ち合わせ等

(4) 委託業務報告

※業務報告書の内容は、事業効果を数値で表すなど工夫すること

5. 予算限度額

3,900千円（消費税及び地方消費税を含む。）

6. 企画提案書の作成にあたっての視点及び注意事項

(1) 上記4の業務内容について、具体的な実施方法等を提案すること。提案にあたっては、下記の項目に留意すること。

ア 企画の全体概要について、提案のコンセプト、期待される効果等を示すこと。

- イ 本業務において、観光プロモーションに使用する旅行情報誌の内容、期待される効果、その他必要と思われる事項等を示すこと。
 - ウ 上記イで実施する観光プロモーションと連動して、SNSでの観光プロモーションを実施すること。
 - エ 本業務を実施するスケジュール及び作業フローを示すこと。
 - オ 上記4に示す他、より成果につながる提案があれば、予算の範囲内で提案すること。
- (2) 業務推進体制と進行管理の体制を明記すること。業務遂行の確実性を評価する。
 - (3) 提案に係る見積書（経費の明細がわかる見積書）を提出すること（原本1部、コピーを企画書に添付すること）。なお、見積書の宛名は『五島列島おもてなし協議会 会長 角野隆』とすること。
 - (4) 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等
 - (5) 本業務に類似する業務実績について、その企画内容等がわかる資料。
 - (6) 用紙サイズは原則としてA4版（縦横どちらでも可）とする。
 - (7) 提出部数は10部とする。
 - ※提出書類の作成、提出等に要する経費は全て提案者の負担とする。
 - ※提出された書類等は返還しない。

7. 最優秀提案者の選定

(1) 選定方式

公募型プロポーザル

○書面審査

五島列島おもてなし協議会「旅行情報誌を活用した滞在型観光プロモーション業務プロポーザル審査委員会」により、企画提案を書面審査のうえ、最優秀提案者を選定する。

なお、参加者が1者のみの場合であっても、当該提案者について審査を行い、選定の可否を決定する。

(2) 審査項目

審査は、提案された企画内容に対する技術審査及び見積価格に対する価格審査を実施し、この価格審査及び技術審査の結果から総合評価点を算出して受託候補者を決定する。

総合評価点の最も高い者を受託候補者とする。なお、総合評価点の最も高い参加者が2者以上あるときは、技術点の高い者を受託候補者とする。総合得点が最も高く、かつ、技術点も同じ得点の参加者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとする。

①技術審査

○技術審査は200点満点とし、次の評価項目とする。

- ・企画提案全体のコンセプト 20点
- ・業務の内容を理解し、効果的で実現可能な提案となっているか 20点

- ・提案される観光プロモーションの内容は、本地域への旅行意欲を喚起するものであり、個人観光客の滞在型観光を促進するうえで、十分な仕様であるか 40点
- ・旅行情報誌のターゲットエリア及び発行数は、本地域への多くの誘客が期待できるものか 40点
- ・SNS上で実施する観光プロモーションに多くのアクセスが期待できるか 20点
- ・仕様書に掲げる業務以外の魅力的な提案はあるか 20点
- ・同種業務の実績は十分か 20点
- ・確実な業務の実施が期待できる体制、スケジュールであるか 20点

②価格審査

○価格審査は100点満点とし、次の算式により算出する

$$\text{価格点} = 100 \times (1 - \text{見積価格} \times 1.08 \div \text{予算限度額})$$

上記式により数値を算出し、小数点第1位まで（小数点第2位を四捨五入）

(3) 審査結果

審査終了後、提案者全員に対し、書面で通知します。なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めません。

8. 公募要領等の入手方法

公募要領及び参加表明書等の様式については、五島市、新上五島町及び小値賀町のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、窓口又は郵送等での配布は行いません。

9. 参加申込及び企画提案書の提出等

(1) 参加申込

ア 提出書類

①参加表明書（様式第1号）

②実績一覧表（様式第2号）

イ 提出期限

平成29年12月 4日（月）17時まで

ウ 提出方法

ファクシミリまたは電子メールによること。

エ その他

送信後は、電話で着信確認してください。

(2) 質問書の提出

ア 提出書類

質問書（任意様式）

イ 提出期限

平成29年12月 6日（水）17時まで

ウ 提出方法

電子メールによること。

エ その他

送信後は、電話で着信確認をしてください。

オ 回答方法

本プロポーザル参加申込者全てに、提出されたすべての質問及び回答を電子メールにて送信します。

(3) 企画提案書の提出期限

ア 提出書類

6の(1)から(7)に記載したとおり

イ 提出期限

平成29年12月8日（金）12時まで

ウ 提出方法

送付または持参（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けません。）

10. 主なスケジュール

平成29年11月22日（水）プロポーザル募集要領の公表

平成29年12月 4日（月）17時まで 参加申込書の提出期限

平成29年12月 6日（水）17時まで 質問書の提出期限

平成29年12月 8日（金）12時まで 企画提案書等の提出期限

平成29年12月 中旬 書面審査結果の通知

平成29年12月 下旬 契約締結（仕様書）協議、契約

11. 参加表明書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒853-8502

長崎県五島市福江町7-1（五島振興局内）

五島列島おもてなし協議会事務局（担当：五島振興局地域づくり推進課 川瀬）

電話：0959-72-8401 FAX：0959-74-1822

E-mail kawase65@pref.nagasaki.lg.jp

12. 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たしたものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 長崎県、五島市、新上五島町及び小値賀町から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (3) 取引銀行において不渡り手形及び不渡り小切手を出していない者であること。

- (4) 会社法に基づく精算の開始、破産法に基づく破産申し立て、会社更生法に基づく更正手続開始申し立て、民事再生法に基づく再生手続き申し立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (7) 平成24年度以降、本業務に類似する業務の実績があること。

13. 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 予算がオーバーしているもの

14. 契約について

(1) 契約の締結

審査委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した者と契約締結の交渉を行う。なお、その者と契約が成立しない場合は、次点の提案者と契約締結の交渉を行う。

(2) 留意事項

委託業務の実施に関して、最優秀提案者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものでなく、五島列島おもてなし協議会と最優秀提案者で協議のうえ決定する。また、実際の業務内容や進め方については、逐次五島列島おもてなし協議会と協議して決定する。

15. その他

- (1) 仮に、実施計画書の内容を実施できない場合には、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、実施できなかった場合には業務実施不可能となるので、委託料の減額となる可能性がある。